８日監第１０３号
令和８年１０月２６日

日進市長　近藤　裕貴　様

日進市監査委員　阪野　恭子
日進市監査委員　小野田　利信

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を提出します。

定期監査結果報告書

第１　監査の種類

財務監査及び行政監査

第２　監査の対象

総合政策部　企画政策課

第３　監査の期間

対象期間　令和８年４月１日から令和８年７月３１日まで

実施期間　令和８年７月２９日から令和８年９月２８日まで

第４　監査の着眼点

（１）収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。

（２）契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。

（３）補助金等の交付手続や補助額は適正か。

（４）現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

（５）服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第５　監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第４　監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第６　監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

［注意］

①　職員の旅行命令について、旅費事務の手引きを十分に確認のうえ、適正に運用されたい。

定期監査結果報告書

第１　監査の種類

財務監査及び行政監査

第２　監査の対象

総務部　財産運営課

第３　監査の期間

対象期間　令和８年４月１日から令和８年７月３１日まで

実施期間　令和８年７月２９日から令和８年９月２８日まで

第４　監査の着眼点

（１）収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。

（２）契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。

（３）補助金等の交付手続や補助額は適正か。

（４）現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

（５）服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第５　監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第４　監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第６　監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

［要望］

①　備品台帳に登録されている備品と現物の照合を実施されたい。